

電子契約サービスの対象業種・営業種目等について

知事部局等及び教育庁における電子契約の対象業種・営業種目は、以下のとおりです。

実施組織	対象	対象業種・営業種目
知事部局等及び教育庁の <u>本庁</u>	当初契約 契約変更	工事等： 全業種（工事・設計等委託）
知事部局等及び教育庁の <u>事業所</u>	当初契約のみ (契約変更は対象外)	物品買入れ等： 全営業種目（物品・委託等）

留意事項

- 以下は電子契約の対象外です。
 - ・ 契約書鑑、約款及び仕様書等添付文書を含めた契約書一式のデータ容量が50MBを超える案件
 - ・ 知事部局等及び教育庁の事業所にて行われる契約変更
 - ・ 請書により行うもの
- 東京消防庁、警視庁及び公営企業局の電子契約の取扱いは、各局等の案内を別途ご覧ください。
- 特命随意契約等の非公表案件も対象です。